

機械器具 6 呼吸補助器
一般医療機器(特定保守管理医療機器) 高圧ガスレギュレータ 35300000

笑気ガス用圧力調整器 FR-IO 型

【警告】

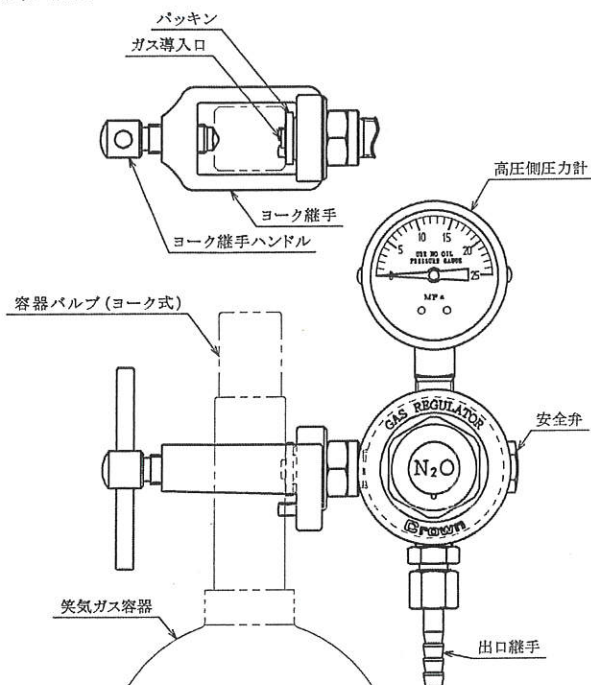
- 1.本製品は禁油処理が施されているので、回転部分やガス導入口等への注油や油脂の付着した布で本製品を拭くなどの行為は行わないこと。[亜酸化窒素(笑気)ガスによって引火し、発火する恐れがある]

【禁忌・禁止】

- 1.亜酸化窒素(笑気)ガス以外のガスには、使用しないこと。

【形状、構造及び原理等】

1.形状・構造



2.作動原理

亜酸化窒素ガス容器(ボンベ)に充填された高圧の亜酸化窒素ガスを本製品のガス導入口より進入させると、調整器本体部分に取付けられている圧力計によりボンベ内の残圧を表示する。更に侵入した高圧の亜酸化窒素ガスは、内部のダイヤフラム式減圧機構により使用圧力に減圧され、出口継手部から減圧された亜酸化窒素ガスが供給される。

【使用目的又は効果】

亜酸化窒素ガスが充填された高圧ガス容器(ボンベ)に接続し、亜酸化窒素ガスを減圧して供給する。又、本製品は、出口側に流量を調整する装置等を接続して亜酸化窒素ガスを供給し、患者への麻酔を手助けする。

【品目仕様等】

入口圧力	10MPa 以下
出口圧力	0.4MPa
入口継手	亜酸化窒素ガス用ヨーク継手 又は W27・P2(右)袋ナット
出口継手	接続するホース形状に適合させる

【使用方法等】

- 1.ガス容器(ボンベ)は垂直に固定し、本製品を取付ける口金部分の泥、砂、油脂等不着物を取除き十分清掃する。
- 2.本製品のガス導入口にパッキンが取付けられていることを確認すること。又、ガス容器(ボンベ)交換時には、パッキンのゴムが傷んでいないか必ず確認すること。傷んでいるときは、新品のパッキンに交換する。
- 3.ガス容器(ボンベ)の取付け口にガスの漏洩がないようにしっかり取付ける。

- 4.容器バルブをゆっくり反時計回りに開き、本製品内にガスが入った音と共に圧力計の指針が上がったことを確認してからゆっくり全開にする。
- 5.使用を止めるときは、ガス容器(ボンベ)の容器バルブを閉じて、本製品内のガスを全部抜く。
- 6.入口継手を緩め、ガス容器(ボンベ)の取付け口より取外す。

【使用上の注意】

- 1.本製品に強い衝撃を与えないように大切に扱うこと。
- 2.本製品に、油分、グリース、水分やゴミが付着していたり、これらの異物が入った場合、本製品が腐食したり、使用しているガスの外部への漏洩、さらに機能を損なう危険性があるので、ガス容器(ボンベ)の取付け口、本製品のガス導入口を十分清掃すること。
- 3.本製品をガス容器(ボンベ)に取付ける前に、パッキンが傷んでいないか必ず確認してから取付けること。
- 4.ガス容器(ボンベ)の容器バルブは、ゆっくりと少しずつ開き、本製品内にガスが完全に入ってから全開状態とすること。又、容器バルブを開くときは、本製品の正面に立たないこと。
- 5.ホース等の接続部からガスの漏洩がないことを、使用前及び使用中に確認すること。又、ネジ部やホース等の接続部に大きな力を加えないこと。気密の確認には、石鹼水(家庭用中性洗剤を10～20倍に水で薄めたもの)を使用すること。
- 6.本製品は、防水構造とはなっておりません。本製品を屋外で使用する場合には、直接雨水等の水分がかからないように適切な防滴保護の処置を行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1.本製品は、精密機械ですので保管する場合も強い衝撃を与えないように保管すること。
- 2.本製品内に水分が入ると部品が腐蝕等により正常に作動しなくなる恐れがあるので、水分等が入らないような場所で保管すること。
- 3.保管期間が1ヶ月以上となる場合には、本製品を乾燥剤と共にビニール袋に入れ、密封して保管すること。
- 4.恒温状態で保管し、保管温度は-10～+40℃以内とすること。

【保守・点検に係る事項】

本製品の使用後のクリーニングにおいては、ぬるま湯に布を浸し、軽くしぼり、本製品の外面をきれいになるまで洗浄すること。消毒液や水などの液体へ浸しての洗浄は、製品が正常に作動しなくなるのでしないこと。

1.使用者による保守点検事項

- 1)本製品内にガスが入っていない状態で、圧力計の指針が 0MPa を示していることを確認する。
- 2)本製品にガスが入っている状態で、各ねじ込み部及び、各接続部に石鹼水(家庭用中性洗剤を10～20倍に水で薄めたもの)を塗布し、ガスの漏洩がないことを確認する。
- 3)ガス供給後、安全弁からガスが漏洩していないことを確認する。


2.業者による保守点検事項

- 1)最低年1回以上実施することを推奨する定期点検は、購入した販売店に相談すること。
- 2)3年毎に実施することを推奨する定期メンテナンスは、購入した販売店を通して製造販売業者に依頼すること。

【包装】

1台/1箱

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等】

製造販売業者:  株式会社 **ウタカ** 松本工場
〒390-1242 長野県松本市和田南西原 4010-12
TEL 0263-48-1001(代表)

販売元: 株式会社セキムラ
〒174-0056 東京都板橋区志村 1-28-1
TEL 03-3966-7736

取扱説明書を必ずご参照ください。